

## 法人役員等の報酬・手当に関する規程

第1条 本規程にいう役員とは法人理事、評議員、評議員選任・解任委員および施設長（以下役員等という）をいう。

第2条 理事が法人業務の執行に定期的にかかわる時は報酬を支払う。1ヶ月の報酬は理事としての年齢、経歴等を考慮して理事長がこれを決する。

第3条 役員等が施設の運営に関して恒常的に業務指導等を行う場合には手当を支払う。手当は指導する役員の経歴および現在の職務等を考慮して理事長がこれを決する。

第4条 役員等の執行業務に関して妥当性を欠く行為があったときは、業務の執行停止を求めるとともに、報酬・手当の返還を求めることが出来る。

第5条 本規程にない問題についてはその都度理事会及び評議員会の協議を経て決する。

附則 本規程は平成14年 4月 1日より施行する。  
平成29年 4月 1日より一部改正